

## (参考資料 4)

食安輸発第0722002号  
平成17年7月22日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 平成17年度輸入食品等モニタリング検査の強化について

平成17年度輸入食品等モニタリング計画の実施については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号において通知したところです。

今般、中国産カンパチ等の種苗のアニサキス幼虫高頻度寄生事例を鑑み、下記のとおり、中国産養殖魚に係るアニサキス幼虫のモニタリング検査を実施することとしましたので、御了知の上、実施方よろしくお願ひします。

#### 記

- 1 実施期間：平成17年7月25日から平成18年3月31日まで
- 2 対象食品：中国産養殖魚類（平成17年6月15日付け食安監発第0615003号に該当するもの、冷凍品及び加熱加工用を除く。）
- 3 採取方法：平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2の「畜水産食品の残留有害物質」の②によること。ただし採取量については、輸入届出数量が100尾未満の場合はその1割を、輸入届出数量が100尾以上の場合は10尾を、1尾を1検体として採取すること。  
なお、バルクの場合には、輸入届出数量に応じ上記数量を採取すること。
- 4 検査項目：アニサキス幼虫
- 5 試験方法：「食品衛生検査指針 2004（微生物編）」を参考とし、魚体の全部位の筋肉部について視覚による検査を実施すること。
- 6 検体送付方法：冷蔵状態で送付すること。
- 7 検査検体数：ひらめ 10件  
その他魚類（ブリ、あいなめ等） 19件
- 8 備考：1検体でもアニサキス幼虫が確認されたロットについては、平成17年6月15日付け食安監発第0615003号に基づき取り扱うこと。